

○大府市要約筆記者派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障がい者又は音声言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある者が要約筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣し、もって聴覚障がい者等の福祉の増進及び社会参加の促進を図ることを目的として実施する大府市要約筆記者派遣事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人等（以下「実施機関」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、市内に居住する聴覚障がい者等及び市内に居住する聴覚障がい者等とコミュニケーションを図るために要約筆記を必要とすると認められる者で、次に掲げる要約筆記者の派遣を必要とするものとする。

- (1) 公共機関等の相談手続に関する派遣
- (2) 医療機関等の医療に関する派遣
- (3) 公共職業安定所等の職業に関する派遣
- (4) 学校等教育に関する派遣
- (5) その他市長が特に必要と認める派遣

(派遣の区域)

第4条 要約筆記者の派遣の対象となる区域は、愛知県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、要約筆記者を派遣することが必要であると認めるときは、要約筆記者を愛知県外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により要約筆記者を派遣することができないときは、他市町村の登録要約筆記者を派遣することができるものとする。

(要約筆記者)

第5条 要約筆記者は、次に掲げる者とする。

- (1) 愛知県要約筆記奉仕員登録者名簿又は愛知県要約筆記者登録者名簿に登録されている者
- (2) 愛知県要約筆記奉仕員養成講座講習会（応用課程）又は愛知県要約筆記者養成講習会を修了した者及び同等の講習会を修了した者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(派遣の申請)

第6条 要約筆記者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として利用しようとする日の7日前までに、要約筆記者派遣申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その適否を決定し、要約筆記者派遣決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、派遣を決定したときは、要約筆記者（実施機関に委託した場合にあっては、当該実施機関）に要約筆記者派遣依頼書（第3号様式）を送付するものとする。

（派遣の実績報告）

第8条 派遣された要約筆記者は、依頼された派遣業務を完了したときは、要約筆記者派遣実績報告書（第4号様式）に必要な事項を記入し、派遣を受けた申請者（以下「利用者」という。）に署名又は記名押印による確認を受け、市長（実施機関に委託した場合にあっては当該実施機関）に提出するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により要約筆記者から報告書の提出を受けたときは、当該報告書を市長に提出するものとする。

（派遣時間）

第9条 要約筆記者を派遣する時間は、1日8時間を限度とし、1日の範囲内とする。

（費用の負担）

第10条 事業に要する費用の利用者の負担は、無料とする。

2 利用者は、要約筆記者派遣のために入場料等が発生する場合は、当該派遣に係る費用の実費を負担するものとする。

（守秘義務）

第11条 要約筆記者は、利用者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。